

# 資 料 一 覧

資料 1	愛知県幼児教育研究協議会開催要綱・・・・・・・・・・・・・・・・	1
資料 2	愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領・・・・・・・・	2
資料 3	令和 3 年度愛知県幼児教育研究協議会委員等名簿・・・・・・・・	3
資料 4	令和 2・3 年度愛知県幼児教育研究協議会協議題・・・・・・・・	4
資料 5	令和 3 年度愛知県幼児教育研究協議会及び専門部会の開催経過・・・・・・・・	5
資料 6	令和 3 年度第 1 回愛知県幼児教育研究協議会の概要・・・・・・・・	6
資料 7	令和 3 年度愛知県幼児教育研究協議会専門部会における協議の概要・・・	7
資料 8	本日の協議内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
資料 9	令和 3 年度愛知県幼児教育研究協議会事例集（案）	

## 愛知県幼児教育研究協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 本県幼児教育に関する諸問題について研究協議するため、愛知県幼児教育研究協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

(研究協議事項)

第2条 幼児教育に関する基本的事項並びに当面する諸問題について研究協議する。

2 協議題については、今日的課題を踏まえて、県教育委員会が提起する。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者・一般有識者
- (2) 市町村関係者
- (3) 幼稚園、保育所、認定こども園等及び学校関係者
- (4) P T A関係者
- (5) 県関係者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、県教育委員会教育長が招集する。

(専門部会)

第6条 協議会に専門の事項を調査・研究するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門委員をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置く。

4 部会長は、専門委員のうちから互選する。

5 専門部会は、県教育委員会教育長が招集する。

(意見聴取)

第7条 協議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。

(会議録)

第9条 協議会は、会議を開いたときは会議録を作成するものとする。

2 会議録の保存年限は、5年とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、県教育委員会学習教育部義務教育課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

## 愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領

- 1 傍聴人の決定  
会議の傍聴人は、会長が決定する。
- 2 傍聴人の人数  
会議における傍聴人の定員は、10人とする。
- 3 傍聴申込み  
傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、会長に申し込むものとする。なお、傍聴の申込みは、会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議の開始の10分前に締め切る。
- 4 定員を超えた場合の取扱い  
締め切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。
- 5 会議資料の配付等
  - (1) 傍聴人には、当日、会議資料又はその概要を交付する。
  - (2) 傍聴人は、会議開会予定時刻までに入室し、本要領を遵守するものとする。
- 6 傍聴席に入ることができない者  
次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。
  - (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可をした場合は、この限りではない。
  - (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
  - (5) カメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
  - (6) その他、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。
- 7 傍聴人の守るべき事項  
傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。
  - (1) みだりに席を離れないこと。
  - (2) 帽子、外とう類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
  - (3) 携帯電話及びスマートフォン等については、使用できないように電源を切るか、マナーモードにしておくこと。
  - (4) 飲食しないこと。ただし、健康管理等のための水分補給等はこの限りではない。また、飲食禁止の会議室等の場合、水分補給等のための一時退室は認める。
  - (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
  - (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
  - (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
  - (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。
- 8 写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止  
傍聴人は、議事に対する協議等の開始以後においては、傍聴席で写真やビデオ撮影をし、又は機器等を用いて録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 9 会長の指示  
会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。
- 10 施行年月日  
この要領は、平成31年2月1日から施行する。

## 令和3年度愛知県幼児教育研究協議会委員等名簿

(敬称略)

選任区分	氏名	職名
学識経験者 ・ 一般有識者	津金美智子	名古屋学芸大学教授
	鈴木 照美	椋山女学園大学講師
市町村 関係者	山本 浩司	豊田市教育委員会教育長
	藤好三知雄	名古屋市教育委員会指導部指導室長
	永井 悦子	名古屋市子ども青少年局保育部主幹
	近藤 克好	知立市福祉子ども部子ども課長
幼稚園 保育所 及び学校 関係者	竹内 由紀	愛知県国公立幼稚園・こども園長会長 (半田市立成岩幼稚園長)
	水越 省三	愛知県私立幼稚園連盟副会長 (葵名和幼稚園長)
	伊東 世光	愛知県社会福祉協議会保育部会部会長 (名古屋市 天使保育園長)
	宇都宮美智子	名古屋民間保育園連盟副会長 (名古屋市 中村保育園長)
	伊藤 勝治	江南市立古知野西小学校長
P T A 関係者	佐藤 伸哉	愛知県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長 (名古屋市立第一幼稚園)
	武田 歩美	愛知県私立幼稚園PTA連合協議会 会長【後期】(愛知学泉大学附属幼稚園)
	小澤 宏美	一宮市立千秋北保育園保護者の会会長
県関係者	山口智絵子	愛知県福祉局子育て支援課長
	藤井 徹	愛知県県民文化局県民生活部学事振興課私学振興室長

## 事務局名簿

	氏名	職名		
事 務 局	小島 寿文	愛知県教育委員会学習教育部 部長	名古屋市中区 三の丸 3-1-2	(052) 954-6799 (ダイヤルイン)
	伊藤 孝明	愛知県教育委員会義務教育課 課長		
	井手 史朗	愛知県教育委員会義務教育課 担当課長		
	福井有希子	愛知県教育委員会義務教育課 課長補佐		
	野田 隆之	愛知県教育委員会義務教育課 課長補佐		
	深津 伸夫	愛知県教育委員会義務教育課 主査		
	鈴木 清子	愛知県教育委員会義務教育課 主査		
	服部 みさ	愛知県教育委員会義務教育課 指導主事		
	鎌谷 祥行	愛知県教育委員会特別支援教育課 主査		
	松川 文香	愛知県総合教育センター基本研修室 主査		

＜令和2・3年度愛知県幼児教育研究協議会協議題＞  
 幼児期の教育における一体的に育まれる資質・能力とは  
 —子供の具体的な遊びや生活の姿から考える—

## 1 設定理由

(現 状)

- ・ 幼稚園教育要領には、「幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする」と示されている。その幼稚園教育において育みたい資質・能力は、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の三つであり、5領域のねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものとしている。  
 また、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確化され、小学校の教師と共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとすることが示されている。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(「10の姿」)は、イメージされつつある中、幼稚園教育において育みたい「資質・能力」については、「10の姿」との関連や具体的なイメージとしては捉えられておらず、理解するには至っていない。

(社会の要請)

- ・ 学校教育においては、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力の一層確実な育成と、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有することが重視されている。幼児期の教育においても、その基本を踏まえ、遊びを通した総合的な指導の中で一体的に育むとともに、小学校以降の子供の発達を見通しながら教育活動の充実を図ることが求められている。
- ・ 「愛知の幼児教育指針」では、重点目標と具体的な取組の一つとして「幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進」を掲げており、幼児教育と小学校教育の目標を連続性のあるものとして示し、全ての保育者は、このことを踏まえて子供にとって必要な教育活動の充実を行うことを求めている。

## 2 検討すべき課題

幼児期の教育はその後の学校教育全体の生活や学習の基盤を培う役割を担っている。つまり、幼児教育において育みたい資質・能力を、小学校以降の子供の発達を見通した上で、幼児期にふさわしい生活を通して確実に育むことである。幼児期にふさわしい遊びを中心とした教育・保育の中で、子供が何を、どのように学んでいるのかを明確にして、更なる教育・保育の質の向上を目指していくことが必要と考える。

そこで、本協議会では、幼児期の教育において育みたい資質・能力がどのように一体的に育まれているかについて協議し、幼児期の保育者と小学校教員が、あるいは園と保護者とが、実践における子供の具体的な姿から改めて捉え直し、生きる力につながる生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の在り方を明らかにし、教育活動の充実を図っていく。

## 令和3年度 愛知県幼児教育研究協議会及び専門部会の開催経過

年	月	日	曜	予定時間	幼児教育研究協議会	幼児教育研究協議会 専門部会
3	6	3	木	14:00～16:00 三の丸庁舎 801会議室	〈第1回研究協議会〉 ・令和3年度協議題の報告 ・研究の方向性について ・専門部会の設置 ・今年度の計画	
3	7	14	水	14:00～16:00 三の丸庁舎 801会議室		〈第1回専門部会〉 ・第1回研究協議会の報告 ・令和3年度協議題の確認 ・研究内容について ・事例集の構想(提案事例) 検討 ・第2回部会の予定確認
3	10	11	月	14:00～16:00 三の丸庁舎 B104会議室		〈第2回専門部会〉 ・事例集の内容、構成 (提案事例)の検討 ・第3回部会の予定確認
3	11	25	木	14:00～16:00 三の丸庁舎 803会議室		〈第3回専門部会〉 ・事例集の内容、構成 (提案事例)の最終検討
4	1	14	金	14:00～16:00 三の丸庁舎 B104会議室	〈第2回研究協議会〉 ・専門部会からの報告	

## 令和3年度 第1回愛知県幼児教育研究協議会の概要

日時 令和3年6月3日(木) 午後2時～4時

会場 愛知県三の丸庁舎 8階801会議室

- 1 開 会
- 2 愛知県教育委員会挨拶
- 3 委員等紹介
- 4 会長・副会長選出
- 5 会長・副会長挨拶
- 6 議 事

## (1) 報告事項

- 令和2・3年度愛知県幼児教育研究協議会協議題について  
「幼児期の教育における一体的に育まれる資質・能力とは  
—子供の具体的な遊びや生活の姿から考える—」  
・協議1年目(令和2年度)の概要及び  
協議2年目(令和3年度)の方向性について

## (2) 協議事項

- ① 保育現場で活用できる実践事例集について
- ② 令和3年度愛知県幼児教育研究協議会専門部会について
- ③ 令和3年度愛知県幼児教育研究協議会開催計画について

## &lt; 協議の記録 &gt;

## ① 保育現場で活用できる実践事例集について

- ・ 子供にはいろいろな特性があり、ひとくくりにはできないことは承知している。今は、家庭内でスマホなどをする子が多い。運動遊びの活動事例において、身体能力の育成について学べる内容があるとよい。具体的な身体能力、筋力、持久力、柔軟性等、体力要素が入る遊びが基盤にあるとよい。
- ・ 子供たちが「やりたい」と主体性をもてるとよい。自分たちでのめり込んで遊ぶと楽しみながら体力もつく。活動内容としてはポピュラーで発展性のある遊びがよい。ルールのあるものや力を合わせるドッジボールのような内容。遊びの中で対話をしたり、ルールを考え合ったりすることで資質・能力が高まっていくと思う。
- ・ ボールを投げることなど、遊びで取り入れる。「またやりたい」という思いから「やってみる」、試行錯誤を繰り返し、自信をつけていく。その過程にかかわっていく職員には力量が必要である。発達段階や活動のねらいなどをおさえられる保育者の資質向上も必要となる。
- ・ 保育所では発達段階を考え、子供の興味に沿うことを重視している。活動を「やらせる」のではなく興味をもった子から、ブームにしていく。例えば、和式トイレが洋式トイレになったことで、しゃがんで体を支える力が育っていない。それを補填する遊びを提供している。砂場でしゃがんで山づくりを「やらせる」のではなく保育者がやってみて、興味をもった子が真似をして、そこから他の子に広めていくような環境を整

えることが大切である。また、ただ走るのを喜ぶ時期もある。興味をもったことを十分させる。目的がはっきりすると育ちが見える。一人一人の興味をいかに遊びに展開させていくかが大切である。

- ・「しゃがむ」という行為が減ってきており、遊びできっかけ作りをするという話を聞き、「この場面でこの支援をする」ということが表現でき、保育者の視点が表されているとわかりやすい。
- ・園と学校の共通理解、共通認識が必要である。幼児教育から学校教育まで「生きる力」の重要性が言われ、幼児教育はその基礎の時期となる。保育者が「こういう姿をねらって、こういう支援をして、こうなった」と資質・能力とを結びつけ、整理し、小学校教員に理解されるものになるとよい。
- ・資質・能力は学校教育において共通用語になっている。幼児教育から小学校につながっていく部分で、どのように理解を深めていくことができるのか、どのように示すと伝わりやすいのかを考える必要がある。令和2年度作成のリーフレットは、資質・能力をどのように捉えるかということを保育者が現場で確認するためにより資料になっている。
- ・子供は園でしかできないことを体験している。家では自由気ままな我が子も、園では譲ったり、我慢したりしていることを先生から聞く。「リレーの途中で転んだけれど、励まされて頑張って最後まで走りました」など、園であったことを聞けるので、頑張ったことを家で褒めることができる。送迎で園の先生とは毎日話ができるなど、連携をとれることがありがたい。
- ・保育者の伝え方次第で、「ただ遊んでいるだけ」と捉えるか「こんなところが育っている」と捉えるか違ってくる。生きる力が小学校につながることを保護者が理解するために、どのような視点やポイントで伝えるとよいのかを考えなくてはいけない。子供を分析する力を保育者はつけていかないといけない。
- ・今、コロナ禍で若者の自死が話題になる。幼児期としての生命尊重という内容を取り上げてみるのはどうか。
- ・この事例集のユーザーが誰かをしっかり押さえておくことは大切である。活用してもらったり、見てもらったりするターゲットは誰かを考えてまとめるとよい。
- ・リーフレットは5歳児事例であるが、複数の事例を取り上げていく中で3歳児の気付きとか、成長による気付きを示すことができるとよい。いろいろな学年の事例を出していただき、成長による違いを示せるとよい。
- ・子供のどこを見る、どの言葉を取り上げる、どう読み取る、その際の保育者の役割は何であるのか等、小学校の先生へどういう視点で、どういう内容で伝えるとよいか、考えていけるとよい。

② 令和3年度愛知県幼児教育研究協議会専門部会について

③ 令和3年度愛知県幼児教育研究協議会開催計画について

7 連絡・依頼事項

8 閉会の言葉

9 閉会



## 令和3年度 愛知県幼児教育研究協議会専門部会における協議の概要

	専門部会	検討事項として
1	<p>〈第1回専門部会〉 7月14日(水) 午後2時から午後4時 三の丸庁舎801会議室</p>	<p>(1) 第1回研究協議会の報告 (2) 令和3年度協議題の確認 (3) 協議事項 ① 事例集作成について(目的・期限・完成イメージ) ② 事例内容、記載様式、記載項目について ③ 事例作成担当について</p> <p>検討事項 ・事例をとおして伝えたいこと、示したいこと ・具体的場面を紹介しながら事例にできるかを検討</p>
2	<p>〈第2回専門部会〉 10月11日(月) 午後2時から午後4時 三の丸庁舎B104会議室</p>	<p>(1) 協議事項 ① 事例集(案)の構成と内容について</p> <p>検討事項 ・「はじめに」から始まる事例集の流れ、事例の見方、小学校からの寄稿等、掲載内容や読みやすい構成について ・事例から読み取るポイントとなる育ち、及びそれに基づく事例の掲載順(配置)について ・事例のまとめ方について(タイトル、副題、主に読み取れる10の姿、資質・能力のポイント等)</p>
3	<p>〈第3回専門部会〉 11月25日(木) 午後2時から午後4時 三の丸庁舎803会議室</p>	<p>(1) 協議事項 ① 事例集(案)の構成と内容について</p> <p>検討事項 ・資質・能力が一体的に育まれていることを、文章でわかりやすく示すにはどのようにするとよいか ・事例のポイント、伝えたいことについて ・誤字脱字、イラスト配置、文章表現、レイアウト等について</p>

## 本日の協議内容

< 協議題 >

幼児期の教育における一体的に育まれる資質・能力とは  
－子供の具体的な遊びや生活の姿から考える－

(1) 事例集(案)について

・構成・内容について

(2) その他